

年間安全計画

はな交通株式会社

事業用自動車総合安全プラン2025

安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の【安全トライアングル】により、総力を挙げて事故の削減に取り組みます。

輸送の安全に関するPDCAサイクル

基本的な項目は以下の14の項目で構築されている。

1. 経営トップの責務
2. 安全方針
3. 安全重点施策
4. 安全統括管理者の責務
5. 要員も責任の・権限
6. 情報伝達及びコミュニケーションの確保
7. 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用
8. 重大な事故等への対応
9. 関係法令等の遵守の確保
10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
11. 内部監査
12. マネジメントレビューと継続的改善
13. 文章の作成及び管理
14. 記録の作成及び維持

1 経営トップの責務

経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し
事業者組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。

- ① **関係法令等の遵守と安全最優先の原則**を事業者内部へ徹底する。
- ② **安全方針**を策定する。
- ③ **安全重点施策**を策定する。
- ④ **重大な事故への対応**を実施する。
- ⑤ 必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）
- ⑥ **マネジメントレビュー**を実施する。

2. 安全方針

経営トップは、事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、**安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針**を策定する。

安全方針には、輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項の趣旨を盛り込むものとする。理解・実践することが出来るよう、できるだけ簡明な内容とする。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 関係法令等の遵守② 安全最優先の原則③ 安全管理体制の継続的改善等の実践 |
|--|

経営トップは、安全方針の意義、内容等、内容等を、深く自覚するとともに、従業員に

安全方針の内容を理解させ、**事業者内部への周知を効果的に行い、従業員の理解度及び浸透度を定期的に把握する**。安全方針についての結果を踏まえ、**必要に応じて、見直し**を行う。

安全運行に関する乗務員教育、健康

1. 国土交通省告示の【指導及び監督指針】

指導監督の指針に基づいた教育項目（13項目）を掲載した年間教育計画を立てて実施する。

2. 指導及び監督指針以外の教育項目

労使関係、異常気象、非常用具取り扱い等の教育、**救命講習**を受講する。

3. 健康状態

年一回の健康診断の実施と生活習慣病の検診や睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査の実施、眼底検査等も実施。

4. 健康状態 新しい取組

2021年より、年に1回（全体の3割の乗務員）乗務員に脳ドックの受診を行う。

2025年より、脳梗塞・心筋梗塞発症リスク検査の受診を行う。

輸送の安全に関するその他の取り組み

1. 全国交通安全運動

春・夏・秋の全国交通安全運動に積極的に参加し、乗務員はワッペン又は腕章の着用の実施

2. 制服等の着用

当社の制帽、制服の配布をして着用の義務化を徹底し社章（ピンバッチ）装着し運転者としての自覚と安全に対する認識の向上を図る

3. 【 初任運転者に対する安全運転の実技指導について 】

弊社では、法律で定められている貸切バス運転者の20時間の実技指導について、次の通り実施しております。

【 教育実施ルート 】

胆振管内の主要幹線道路及び周辺の観光地までのルート、支笏湖・美笛峠からニセコ方面の坂道運転の研修を実施。

【 教育の時期 】

入社後の初任運転者教育の期間およそ1ヵ月間

（大型二種免許取得者についても、取得後よりおよそ1ヵ月間の研修の実施）

【 車両区分 】

大型観光バス（12M） 中型観光バス（9M） 小型・マイクロバス（8・7M） 全車種

【 指導の具体的な内容 】

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」を基に実施。バスの特性に合わせた運転（車高の高さに配慮した運転・車長の長さに配慮した運転・車幅の広さに配慮した運転・死角の大きさに配慮した運転・スピードの特性に配慮した運転）又は道路交通法に係る事項、機器等の使用方法等について教育を実施しております。

座学では10時間以上の教育指導を実施。

【 指導員 】

運行管理者および指導運転者（運転実務経験20年以上）が教育指導を行っております。

サポートとして（運転実務経験10年以下）が教育指導を行っております。

新技術の活用と導入

1. 新技術を積極的に導入、活用

安全性の向上を図る運転支援装置を備えたバスの導入を検討し、購入に向けて考えて行く。

旧車両については、モービルアイの取り付けを実施する。

車両に関すること

1. 車両点検又は車両の知識の向上

運送事業とは、運転する乗務員と車両があつての業務が遂行されるので車両点検を基準に考え

車両各部の名称、軽故障時の対処方法、冬期はタイヤチェーンの装着などの乗務員個別のスキルアップに努め1カ月点検の実施も継続する。

安全に関する重点施策

1. 輸送の安全に必要な設備投資や人員の配置
2. 安全に関する定期的な会議（話し合い） お行う。
3. 経営者は、社員から意見・要望を定期的に聴いて改善に努める。
4. 年間を通してヒヤリハット情報を収集し教育の参考にする。

5. 飲酒運転の根絶

6. 運行前の点呼時に血圧の測定を実施 2021年新しい取組

重点施策項目で目標が達成していると判断した場合は、重点を外して安全施策としても良い。

年間安全計画について

上記の安全に関する計画は年度当初に計画を作成するが、明らかに計画が見合っていないと判断できた場合は、速やかに計画の改善に努める。

年間安全計画一覧

1. 安全管理体制の継続（安全目標・達成状況）	4月
2. 健康診断の受診（SAS・脳ドック）	4月
3. 春の交通安全運動	4月
4. 適性診断の受診の確認（初任・一般・適齢）	該当者
5. 救命救護研修（予約状況による）	通年
6. 初任運転者教育（該当者）	通年
7. 運行管理者講習	7月・10月
8. 安全マネジメントセミナーの受講（予約状況による）	通年
9. ヒヤリハット情報等の収集	通年
10. 定期点検・重点点検	通年
11. 夏の交通安全運動	7月
12. 安全会議（年2回実施）	8月・2月
13. 秋の交通安全運動	9月
14. 冬の全国交通安全運動	11月

15. 冬の踏切事故防止キャンペーン	11月
16. 安全運転証明の申請	11月
17. 年末年始輸送安全総点検	12月・1月
18. 整備管理者講習	2月
19. 内部監査・マネジメントレビュー実施	3月末まで

